平成２９年度　長与町総合教育会議

１　日　時　　平成２９年１０月２日（火）　１６時００分開会

２　場　所　　長与町役場４階第１委員会室

３　出席者

町　　長	吉　田　愼　一
教　育　長	勝　本　真　二
教育委員会委員	原　田　成　信
教育委員会委員	古　賀　清　彦
教育委員会委員	廣　田　敬　子
教育委員会委員	仁 田 千 都 子

４　事務局

総務部総務課、教育委員会事務局教育総務課

５　会議録

○山本総務課長

皆さん、こんにちは。

本日は、お忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。

定刻になりましたので、ただ今から、平成２９年度第１回長与町総合教育会議を開会いたします。

会議は、お手元の資料の次第に従いまして、進めさせていただきます。

以後、着座して進行させていただきます。

まず始めに、吉田町長より御挨拶を頂きます。

○吉田町長

皆さん、こんにちは。

本日は、大変お足元の悪い中、御参加いただきましてありがとうございます。

教育委員会の皆様方には、日頃から教育の充実、そしてまた、青少年育成のために御尽力いただいておりまして、心より感謝を申し上げます。

特に学校教育現場におきましては、先生方、あるいは保護者の皆様方、そして地域の方々に、熱心に取り組んでいただいておりまして、すばらしい成果・効果が挙がっているというように思っております。

子ども達の挨拶も大変よろしゅうございまして、保護者の方々を始め、常日頃の心掛けの賜物であるというように感じております。

このような取組が今後とも続けていけるように、これからも御尽力を頂ければと思っ

ております。
　御案内いたしましたとおり、一昨年前に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正をされたところでございまして、教育委員会の仕組みが変わりました。そしてまた、総合教育会議という新たな枠組みができて、３年目になろうとしているところでございます。
　これまで以上に教育委員会と町が連携し、子ども達のために、色々な議論を交わし、より一層の教育行政の推進を図ることができるものと期待をしているところでございます。
　本日は、よろしく御意見等々のほど、お願いします。

○山本総務課長
　ありがとうございました。
　続きまして、教育長より御挨拶をお願いいたします。

○勝本教育長
　改めまして、皆さんこんにちは。
　本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。
　町長様には本会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。
　今回は新しく２人の委員、廣田委員、仁田委員をお迎えしての、初めての総合教育会議となります。両名には御自由に意見を出していただき、長与町の教育に新しい風を吹き込んでいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
　町内の各学校では、それぞれに特色ある活動が展開され、心豊かでたくましい子ども達が育っております。
　この夏、文化面では、「少年の主張長崎県大会」に初めて２名の代表が出場し、長与中学校の生徒が県ＰＴＡ連合会賞を受賞いたしました。
　体育面では、長与第二中学校の陸上部が、「九州中学校総合体育大会」において、見事、総合優勝を飾ることができました。
　これもひとえに皆様の温かい御支援・御協力のお陰と、感謝しているところでございます。
　また、町長におかれましては、「教育の町ながよ」の推進のために、財政事情が厳しい中、次代を担う子供達の教育のために、先行投資という形で予算を確保していただき、今年度はＡＬＴの増員、新しい多機能タブレットの全中学校配置など教育環境整備に力を注いでいただいております。
　これらにより、先日の全国学力学習状況調査では、全項目において、平均正答率が全国平均を上回るなど、すばらしい成績を上げることができ、大変喜んでいる次第であります。
　これも吉田町長の御高配の賜物と、心から感謝を申し上げる次第であります。
　さて、本日の総合教育会議は、レジュメにありますように、本町のいじめ基本方針の改定が中心でございます。
　どうぞ皆様には、忌憚のない御意見を出していただき、充実した会議になりますよう

お願いいたしまして、甚だ簡単でございますが、私の挨拶に代えさせていただきます。

○山本総務課長

ありがとうございました。

次に、本会議の構成員を紹介いたします。

吉田愼一　長与町長

教育委員会　勝本　真二　教育長

教育委員会　原田　成信　委員

教育委員会　古賀　清彦　委員

教育委員会　廣田　敬子　委員

教育委員会　仁田千都子　委員

でございます。本日はよろしくお願いいたします。

それではまず、議事に入ります前に、総合教育会議の概要につきまして、事務局より説明をいたします。

○中村総務課長補佐

着座のまま御説明させていただきます。

資料１を御覧ください。

長与町総合教育会議について御説明いたします。会議の趣旨といたしまして、長与町総合教育会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、長と教育委員会が連携を強化し、より一層民意を反映した教育行政を推進するため、対等な執行機関同士が協議調整を行う場として、平成２７年度より開催しています。

会議のポイントといたしまして、

・会議の設置は、町長が行います。
・構成員は、町長と教育委員会です。
・会議は、町長が招集します。
・会議での協議・調整事項は、教育政策に関する事項です。
・町長と教育委員会は、会議において協議・調整を行い、合意した方針の下に、双方が所管する事務を執行します。
・会議は原則公開とし、議事録を作成し、これを公表しています。
・会議の事務局は、総務部総務課が、教育委員会事務局教育総務課と連携を図り行います。

簡単ではございますが、以上となります。

○山本総務課長

それでは、会議次第に従いまして、本日の議事に入りたいと思います。

本日の議事、「長与町いじめ防止基本方針の改定」につきまして、意見交換をお願いしたいと考えております。

まず、詳細につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○金﨑理事

それでは、学校教育課より説明をさせていただきます。

お手元の資料２『長与町いじめ防止基本方針』を御覧ください。

これは、平成２６年に策定をいたしまして、本年９月の定例教育委員会において改定の御承認をいただきましたものでございます。

資料を開いていただきまして「はじめに」という項目がございますが、赤字箇所が今回改定を施したところでございます。

以降も同様に、赤字箇所を、加除修正を行った箇所として表しています。

１つ目の改定箇所を読み上げます。

「しかし、近年子供の尊い命が奪われる『いじめ』が各地で発生するなど、『いじめ』は依然として大きな社会問題となっています。」

本方針は、平成２６年に制定をしましたが、全国で命が奪われるような事件が多数起こっております。

今回の改定に当たっては、国や県の改定に即したという面もありますが、これに加えて、大きな影響を与えた３つの事件について、ここで一旦、振り返らせていただきます。

まず、川崎市で発生した中学校１年生の殺害事件です。

平成２７年２月２０日、河川敷で、中学校１年生の首をカッターナイフで切り付け、死亡させたという事件がございました。

これは、被害者と一緒に行動していたグループによる犯行で、このグループは、周りから仲が良いと見られておりました。

この少年は、前日２月１９日に、グループ内で最も親密な少年に電話で呼び出され、その後、事件に巻き込まれたというものでございます。

２つ目の事件は、その翌年に発生した、青森市の中学校２年生の自殺事件です。

この事件につきましては、自殺という面に加えまして、それ以前に当該生徒が撮影した写真が、大変すばらしい出来の写真ということで、ある賞を獲ることが決定しておりましたが、事件により、一旦、その賞が取り消されるということで話題になった事件でございます。平成２８年８月２５日、当該生徒は、いじめを訴える遺書を残して自殺をしております。「キモイ」あるいは「死ね」と言われたり、無料通信アプリにも同内容のことが書き込まれたりと、こういったいじめが１年間ほど続きました。当該生徒の父親は、このことを繰り返し担任に相談をしたものの、「学校側からは、よくあるトラブルであると聞き流された」という新聞報道がなされております。学校では、生徒同士の話合いの場を設定し、その時点でいじめは解消されたと認識をしていた事案ですが、このことが、自殺に繋がったというものでございます。

３つ目の事案といたしまして、横浜市の中学校１年生に対する「原発いじめ」の問題です。

このことにつきまして、平成２９年３月８日に、生徒の手記が公開されました。事件当時は中学校１年生でしたが、この手記は、小学校６年生時に書かれたものです。

福島第１原発事故によって福島県から横浜市へ自主避難した生徒がいじめに遭うという事件でした。

新聞報道を基に、その手記の中から抜粋をしますと、

・金品を要求されたときの言葉が「賠償金があるだろう。」
・「支援物資をとられる。」この支援物資の中には鉛筆等の文房具も含まれております。
・「ばい菌扱いをされる。」
・学校にいじめの相談をするが「信用されなかった。」
などと掲載をされておりました。
これら３つの事件の影響があり、国の改定もなされておりますが、それを受けて、本町といたしましても改定を施しました。
１ページを御覧ください。
「いじめの定義」に（注２）を加えております。
（注２）「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、持ち物を隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。
これは、横浜市の中学校１年生の「原発いじめ」で、金品をたかられたり、あるいは物をとられたりといったことも、「いじめ」に含むとしております。
⑶留意事項につきまして、
③けんかやふざけ合いであっても見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
これは、先ほど紹介しました川崎市の中学校１年生の事案が、大きな影響を与えております。
④……インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質をもつため児童生徒が行動に移しやすい一方で……
という箇所ですが、これにつきましては、青森市の中学校２年生の生徒の自殺事件が、インターネットを利用したいじめに当たるという考えから追加しております。
ただし、いじめの調査を行うに際しては、「好意から行った行為が意図せずに相手の相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合」ということもあります。
つまり、加害側と被害側の大きなズレが生じておりまして、こういった場合は、「いじめ」という言葉を使わずに柔軟に指導していくことも加えておりまして、最終的には、完全な解決を目指すという目的を果たせるよう記載をしております。
２　いじめ防止等の対策に関する基本理念
基本理念として、以下４点を掲げております。
⑴　いじめられた児童生徒の生命、心身を保護することが特に重要であることを中心に据えること。
⑵　安心して学習、その他の活動に取り組むことができるように、学校内外を問わず、いじめがなくなるようにすること。
⑶　いじめを認識しながら放置しないこと。
⑷　国、町、学校、地域住民、家庭その他関係者の連携の下、いじめ問題の克服を目指すこと。
全ての力を結集して、いじめ問題をなくすということを、理念として記載しておりま

す。

１０ページを御覧ください。

⑩「学校として特に配慮が必要な児童生徒」について、国及び県とも足並みを揃え、具体的に掲げております。

（ア）「発達障害を含む、障害のある児童生徒が関わるいじめ」につきましては、様々な観点から特性を理解して支援に当たる、あるいは解決に向かうということを規定しております。

（イ）「性同一性障害や性的志向・性自認に係る生徒児童生徒に対するいじめの防止」につきましては、新聞各紙によれば、６割から７割の児童生徒が、このようないじめを受けた経験があるという報道がなされております。

（ウ）「東日本大震災や熊本震災により被災した児童生徒」につきましては、先ほど横浜市中学１年生の「原発いじめ」を御紹介いたしましたが、この「原発いじめ」の事案を念頭に規定しております。

１４ページを御覧ください。

いじめの解消につきまして、加えております。

⑤「いじめ解消の要件」につきまして、いじめが解消されたか否かの最終判断は校長が行いますが、より多様なケースを想定して、規定を追加しております。

「いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。」

これは、青森市中学２年生の自殺事件を念頭に追加しております。学校としては解消されたものとして捉えていたこのいじめは、長く続いておりました。

したがって、「いじめが解消されている状態」とは、少なくとも、以下の二つの要件が満たされている必要があるといたしました。ただし、二つの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

〇いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行えるものも含む。）が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の機関とは、３か月を目安とする。……

相当の期間につきまして、具体的な数値を設定しております。

〇被害児童生徒が心身の苦痛を受けていないこと。

いじめが解消しているか否かを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じてないと認められること。……

これについては、被害に遭った児童生徒の気持ちに十分に寄り添うということ、そして聞き取りを十分に行うということを規定しております。

これらのいじめを未然に防止するため、そして、解決に向けて即座に行動するための組織について御説明をいたします。

４ページを御覧ください。

(1)「いじめ問題対策連絡協議会」の設置

本協議会の役割は、いじめを未然防止するためにそれぞれの役割を明確化するという点、そして、いじめに関する情報を相互に提供し、共通理解を図るという点です。

「未然防止」が本協議会の大きな目的となります。

組織は、
・人権擁護委員（長与地区代表１名）
・時津警察署生活安全課長
・長与町青少年育成連絡協議会長
・保護者代表 長与町ＰＴＡ連合会長
・長与町校長会長
・児童相談所 長崎こども女性障がい者支援センター所長
・長与町こども政策課長
・教育委員会学校教育課長
・教育委員会学校運営指導員

以上で構成されます。幅広く情報を収集し、問題解決に向けての対策を講ずることを意図し、多くの分野からの参画をお願いしております。

この会議につきましては、ここに回数は設けておりませんが、定例会を数回設けると同時に、必要に応じて、臨時に会議を開き、未然防止・早期の対応に当たりたいと考えております。

２２ページを御覧ください。

「いじめ問題対策連絡協議会」は未然防止のための組織でございますが、重大事態が発生したケースにつきましては、これは平成２６年度と変わらない状況で対応していきたいと考え、再度ここで確認をさせていただきます。

まず、学校から認知後の発生の報告を町の教育委員会に行います。

町教育委員会からは、町長及び県教育委員会への一次報告を行います。

調査の主体を判断しまして、左欄「学校いじめ対策委員会」は、当該いじめをなくすことと同時に、どのような過程においていじめが発生したかという調査も行います。

右欄「いじめ等学校問題サポートチーム」につきましては、いじめを受けた生徒を中心にサポートを行い、調査と支援を同時に進めていくものでございます。調査結果の報告は、町教育委員会に行い、町教委から町長及び県教育委員会へ報告が行われます。

町長は、必要があると判断した場合には議会に報告を行います。ただし、再調査が必要と判断されるケースであれば、調査委員会を設定し、再調査が行われるという流れとなります。

この点の改定はありませんが、いじめ防止基本方針としまして、一連の流れも含めて御説明をさせていただきました。

以上で説明終わります。

○山本総務課長

事務局の説明が終わりましたが、長与町いじめ防止基本方針の改定につきまして、御質問・御意見があれば、よろしくお願いいたします。

吉田町長。

○吉田町長

重大事態発生というケースまで進んでしまわないよう、色々な防止策を検討していた

だいていますが、過去に長与町内で起こったいじめの中で、重大事態にまで発展したケースはありましたか。

○金﨑理事
　２２ページの重大事態に当たるケースは、発生しておりません。
　しかしながら、「いじめ」として認知されるケースは、毎年起こっております。
　件数はそう多くございませんが、いじめ防止基本方針に沿って、各学校により一定の解決を見ております。

○山本総務課長
　他にございませんでしょうか。
　仁田委員。

○仁田委員
　いじめ問題対策連絡協議会についてですが、定例会を開くという御説明がありましたが、まだ稼働はしていないのですか。

○金﨑理事
　いじめ問題対策連絡協議会につきましては、まだ動いておりません。
　先週行われた教育委員会定例会において認定されましたので、これからすぐに動きたいと考えております。

○廣田委員
　いじめの問題から発生しますと、いじめられた被害者の方にだけ焦点が当たって報道等もなされますが、いじめた方の子供達の心にもかなりの闇が潜んでいるかと思います。
　いじめた方の子ども達のケアとしては、長与町はどのような取扱いになっているのか教えていただけますでしょうか。

○金﨑理事
　２２ページをお開き願います。
　先ほど説明不足であった箇所を補完していただいた御質問をいただいた形になりますが、「いじめ等学校問題サポートチーム」の箇所でスクールカウンセラー等によるサポートをしていきたいと考えております。

○山本総務課長
　ほかにございますか。なければ、予定しております議事につきましては、以上となります。
　続いて、その他に委員の皆様から何かございましたら、よろしくお願いいたします。
　勝本教育長。

○勝本教育長

先ほど町長の方からも、いじめや重大事態自体が発生しないようにというお話をいただきましたが、本町といたしまして、校長会・教頭会を通して共有している意識は、いじめというのは、いつでもどこでもだれにでも起こり得るものだということです。

それを予防・防止するのが学校の役割であることを校長会・教頭会を通して常に指導しおります。ただし、校長・教頭だけが分かっていても同じなので、各先生方にも意識の共有を図りたいと考えております。

子供達は、大人から見えない場所や時間をよく知っていると思うのです。こういう場所ではいじめやすいなどといったことを、時間的・空間的に分かっています。そのような面から予防するためには、やはり学校の職員が一体となって、そういった空間や、時間帯をなくすような努力をし、連携して対処していく必要があると考えております。

校長会・教頭会でも繰り返し協議しておりますが、未然防止に努めることは勿論、早期発見・早期対応ということも含め、全職員に繰り返し徹底していただく考えです。

また、何故この時期に基本方針の改定を行ったかについてですが、自殺事件があらためて大きく社会に影響を与え、命を落とすという行為が、学校側からすると唐突に起こってしまったという様な状況が問題視されております。自殺などをなくすことは勿論のこと、何かが起きてから、自治体として後手の対応となり、時間もかかるということは、あってはならないことだと考えております。

「教育のまち」である長与町としては、県内の市町をリードする意味でも、早期にこのような組織を設置し、問題が生じた際に即対応できる体制を作っておかなければならない、そういう見地から、提案させていただいたという経緯です。

○山本総務課長

他になければ、以上で本日の会議を終了いたしたいと思います。

ありがとうございました。